

令和7年6月佐川町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 令和7年6月12日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和7年6月12日 午前9時宣告

開 議 令和7年6月12日 午前9時宣告（第7日）

応招議員	1番	齋藤 光	2番	岡林 哲司	3番	山本 和輝
	4番	田村 幸生	5番	橋元 陽一	6番	宮崎知恵子
	7番	西森 勝仁	8番	下川 芳樹	9番	坂本 玲子
	10番	森 正彦	11番	松浦 隆起	12番	岡村 統正
	13番	永田 耕朗	14番	藤原 健祐		

不応招議員 な し

出席議員	1番	齋藤 光	2番	岡林 哲司	3番	山本 和輝
	4番	田村 幸生	5番	橋元 陽一	6番	宮崎知恵子
	7番	西森 勝仁	8番	下川 芳樹	9番	坂本 玲子
	10番	森 正彦	11番	松浦 隆起	12番	岡村 統正
	13番	永田 耕朗	14番	藤原 健祐		

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司	住 民 課 長	廣田 春秋
副 町 長	田村 正和	産業振興課長	下八川久夫
教 育 長	濱田 陽治	建 設 課 長	吉野 広昭
教 育 次 長	岡田 秀和	農業委員会事務局長	藤本 雅徳
総 務 課 長	横畠 克彦	健康福祉課長	岡崎 省治
まちづくり推進課長	安岡 裕美	病院事業副管理者兼事務局長	宮本 福一
会計管理者兼会計課長	上田 くみ		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山崎 有岐	議会事務局書記	吉田 智哉
--------	-------	---------	-------

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	な し
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和7年6月佐川町議会定例会議事日程〔第4号〕

令和7年6月12日 午前9時開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第43号 | 令和7年度佐川町一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第2 | 議案第44号 | 令和7年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第3 | 議案第45号 | 令和7年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第4 | 議案第46号 | 令和7年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第5 | 議案第47号 | 令和7年度佐川町農業集落排水事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第6 | 議案第48号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第49号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第50号 | 佐川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第51号 | 佐川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第52号 | 佐川町子ども・子育て支援法第82条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第53号 | 物品購入契約の締結について |
| 日程第12 | 発委第1号 | 国民健康保険に対する国庫負担の増額等を求める意見書 |
| 日程第13 | 発委第2号 | 消費税減税、インボイス制度廃止でくらしと営業を守る意見書 |
| 日程第14 | | 佐川高等学校存続に向けての調査特別委員会設置の件 |

日程第 15 議員派遣について

日程第 16 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

議長（松浦隆起君）

おはようございます。

定刻となりました。

ただいまの出席議員数は14人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第43号、令和7年度佐川町一般会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、西森君。

7番（西森勝仁君）

1点お尋ねをいたします。

21ページ、4款衛生費の2目老人保健費、11節にこの需用費に41万8千円の修繕費が計上されているわけですが、これはどこの施設のどこいうところを修繕するものか、お尋ねをします。

議長（松浦隆起君）

健康福祉課長、岡崎君。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

一般会計補正予算の21ページの一番上の段の4款、1項、3目老人保健費の説明欄の、修繕費41万8千円。こちらにつきましては、健康福祉センターかわせみの空調設備の故障に伴う修繕ということになっております。

現在かわせみの会議室の空調が故障しておりまして、このままではですね、夏場の使用ができないということから原因を調べておりましたけれども、会議室系統の電気線、それから漏電ブレーカー等の交換が必要とわかったため、その修繕費用として、補正予算41万8千円を計上しておるものでございます。

以上です。

議長（松浦隆起君）

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 43 号、令和 7 年度佐川町一般会計補正予算（第 2 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 43 号は可決されました。

日程第 2、議案第 44 号、令和 7 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 44 号、令和 7 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 44 号は可決されました。

日程第 3、議案第 45 号、令和 7 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 45 号、令和 7 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 45 号は可決されました。

日程第 4、議案第 46 号、令和 7 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 46 号、令和 7 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって議案第 46 号は可決されました。

日程第 5、議案第 47 号、令和 7 年度佐川町農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 47 号、令和 7 年度佐川町農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって議案第 47 号は可決されました。

日程第 6、議案第 48 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 48 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって議案第 48 号は可決されました。

日程第 7、議案第 49 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 49 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって議案第 49 号は可決されました。

日程第 8、議案第 50 号、佐川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、質

疑を行います。

質疑はありませんか。

5 番、橋元君。

5 番（橋元陽一君）

ちょっと用語が理解できてませんので、説明いただきたいというふうに思います。

第 51 号もそうなんですけど、佐川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業。この言葉の対象となる、具体的な事例を挙げて説明いただきたいというふうに思います。

議長（松浦隆起君）

健康福祉課長、岡崎君。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

この議案第 50 号、51 号も関連いたしますけれども、この条例の中の名称、特定教育・保育施設というものは、佐川町で言いますと、保育所、認可保育所というものが当たります。

それから特定地域型保育事業、こちらにつきましては、佐川町には施設は該当施設はありませんけれども、子ども・子育て支援新制度、これのもとで創設されたものでございます。原則として、ゼロ歳から 2 歳までの乳幼児を対象とした小規模な保育事業の形態の総称ということになっております。

こちらのですね、条例改正に至る背景と理由というものもご説明をさせていただきますと思いますが、今回小規模、特定地域型保育事業に係る保育施設との連携に係る特例措置というのが改正内容となっております、この佐川町にありませんが、特定地域型保育事業、こちらの実施におきましては、保育内容の支援、それから一時的に保育が困難だったときの代替保育、そして 3 歳児になったときの卒園後の受け皿、この 3 要素について連携施設を持たなければならないということとされておまして、これが同時に、令和 7 年 3 月末まで経過措置期間が設けられておりました。

しかしながら、令和 6 年度に厚生労働省が行った調査において、全国の約 3 割の施設が連携の 3 要素、いずれかを満たすことができていないという実態があることから、さらなる規制緩和と経過措置の 5 年間の延長、これを盛り込んだ内閣府令が 4 月 1 日に施行されたということになってます。

この内閣府令は、市町村条例において従うべき基準とされていることから、その内容に沿って当該条例を改正するものでございます。以上でございます。

議長（松浦隆起君）

他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 50 号、佐川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって議案第 50 号は可決されました。

日程第 9、議案第 51 号、佐川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 51 号、佐川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 51 号は可決されました。

日程第 10、議案第 52 号、佐川町子ども・子育て支援法第 82 条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 52 号、佐川町子ども・子育て支援法第 82 条の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって議案第 52 号は可決されました。

日程第 11、議案第 53 号、物品購入契約の締結について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 53 号、物品購入契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって議案第 53 号は可決されました。

日程第 12、発委第 1 号、国民健康保険に対する国庫負担の増額等を求める意見書を議題とします。

提案者の説明を求めます。

13 番、永田君。

産業厚生常任委員長（永田耕朗君）

発委第1号、令和7年6月12日、佐川町議会議長、松浦隆起様。

提出者、産業厚生常任委員長、永田耕朗。

国民健康保険に対する国庫負担の増額等を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び佐川町議会会議規則第14条、第3項の規定により提出します。

案文を朗読し、趣旨説明といたします。

（以下、「国民健康保険に対する国庫負担の増額等を求める意見書（案）」朗読）

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

6番、宮崎さん。

6番（宮崎知恵子君）

国民健康保険に対する国庫負担の増額等に求める意見書に対して、反対の立場から討論をいたします。

本意見書の趣旨としては、特に子育て世代の多くの子供を育てる家庭の負担が重くなるため、子供分の保険料を全額免除、その代わり国庫負担にて対応するという内容となっております。

そもそも、国民にとって、現在これだけの高負担の国になってしまった原因は、こうした様々な福祉充実だった施策を重ねたところに原因があり、すでに我が国では経済的に30年以上横ばいの状態を続けております。先進国において、その地位を下げ続けてまいりました。

さらに、国庫負担という言い方はわかりづらいですが、要するにさらなる税金を投入することで、解決を図るという趣旨でございます。先般、同様の解決方法で年金の増額が3党にて合意、その後衆議院も通過しましたが、無責任な予算運用ばかり先行していると言わざるをえません。今、具体的にどこに財源があるのかわかりませんが、足りなくなれば増税することも当然視野に入っております。

これは日本経済にとってトンネルがさらに長くなると同じであり、こうした舵取りが向こう 20 年、30 年、日本をさらなる暗い道のりへと導くことになるということを認識した上で検討すべきであると思います。私からは以上でございます。

議長（松浦隆起君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

2 番、岡林君。

2 番（岡林哲司君）

2 番議員の岡林哲司でございます。

国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書案について、賛成の立場から述べさせていただきます。

国民健康保険の制度に対してのこの子供に課せられている 5 割の負担分に関してですけれども、同じように、協会けんぽ・健保組合にご加入の方の子供さんたちは、皆さん扶養の制度の範囲内ということで、全額控除となっております。国民健康保険の加入者のみが、この子供に対しての人数割りで 5 割の負担をされているというような状況になっております。

この少子化の日本の中で、国保の加入者、これを考えていくとですね、農業従事者であったりですとか、個人事業主の方が大体この国民健康保険の加入者に当たるとは思いますけれども、この方たちの子育てを支援していくという意味でも、しっかりとこれを国が保障していくということは必要だと思いますので、この意見書に賛成をさせていただきたいと思います。以上です。

議長（松浦隆起君）

他に討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第 1 号、国民健康保険に対する国庫負担の増額等を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、発委第 1 号は可決されました。

日程第 13、発委第 2 号、消費税減税、インボイス制度廃止でくらしと営業を守る意見書を議題とします。

提案者の説明を求めます。

1 番、齋藤君。

総務文教常任委員長（齋藤光君）

発委第2号、令和7年6月12日、佐川町議会議長、松浦隆起様。

提出者、総務文教常任委員長、齋藤光。

消費税減税、インボイス制度廃止で暮らしと営業を守る意見書。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び佐川町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

意見書案を読ませていただきます。

（以下、「消費税減税、インボイス制度廃止で暮らしと営業を守る意見書（案）」朗読）

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第2号、消費税減税、インボイス制度を廃止して暮らしと営業を守る意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、発委第2号は可決されました。

日程第14、佐川高等学校存続に向けての調査特別委員会設置の件を議題にします。

本件に関しましては昨日、議員全員協議会におきまして協議をいたしました。

近年の生徒数の大幅な減少により、地元佐川高等学校の存続が危ぶまれていることは、皆様ご承知のとおりであります。

懸念される人口減少問題と併せ、看過することができないこの危機的状況に対し、今後議会として協議を重ね、いかにして地元高等学校を存続させていくか、その方法を調査、研究していく必要があると考え、設置するものであります。

お諮りします。

本件については、佐川町議会委員会条例第4条第2項の規定により、8人の委員で構成する佐川高等学校存続に向けての調査特別委員会を設置し、これに付託して、議会の閉会中はもとより、目的達成まで継続して調査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本件については、8人の委員で構成する佐川高等学校存続に向けての調査特別委員会を設置し、これに付託して、議会の閉会中はもとより、目的達成まで継続して調査することに決定しました。

休憩します。

休憩 午前9時34分

再開 午前9時35分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

本件については、佐川町議会委員会条例第5条第1項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、佐川高等学校存続に向けての調査特別委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり、選任することに決定しました。

佐川高等学校存続に向けての調査特別委員会の委員長、副委員長互選のため休憩します。

休憩 午前9時36分

再開 午前9時39分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐川高等学校存続に向けての調査特別委員会の委員長、副委員長、互選の結果を報告します。

佐川高等学校存続に向けての調査特別委員会、委員長、岡林哲司君。副委員長、田村幸生君。以上のとおりです。

日程第 15、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣はお手元に配付のとおりと決定しました。

日程第 16、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員長から会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に提出されました全ての案件は終了しました。

町長、挨拶を願います。

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

それでは閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げさせていただきます。

令和 7 年 6 月定例会の閉会に当たり、ご挨拶をさせていただきます。

本定例会におきまして、ご提案させていただきました報告 2 件、承認 4 件、議案 11 件につきまして、適切なるご審議の上、全ての案件をご承認いただきました。誠にありがとうございました。

ご承認いただきました議案等につきましては、スピード感を持って適切に進めてまいります。

今後とも住民目線で生活に密着した政策を実施させていただきますので、議員の皆様におかれましては、ご指導、ご協力をよろしくお願いをいたします。

また、本定例会の一般質問におきましては、8 名の議員の皆様からご質問をいただきました職員の育成、防災関係、また佐川高校の魅力化、高北病院の経営などについて、今後の町政運営、佐川町にとっての重要な課題、特に町民の

皆様の生命と財産を守ることなどについての内容のご質問であり、より一層身の引き締まる思いであります。スピード感を持って対応してまいります。

今後におきましても、議員の皆様にはしっかりとご報告、ご説明をさせていただくなど、情報共有に努め、事業を推進してまいります。

まだまだ多くの課題や問題がありますが、全職員で力を合わせ、チームワークを大切に頑張っております。

終わりになりますが、四国地方も今月8日に平年より3日遅く梅雨入りし、じめじめとした過ごしにくい天候が続いておりますので、議員の皆様におかれましては、熱中症などの対策をしっかりとっていただき、体調管理にはご留意し、引き続き調整発展のためにご指導、ご協力いただきますようお願いを申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

今定例会、誠にありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

本日の会議はこれを持ちまして終わります。

令和7年6月佐川町議会定例会を閉会します。

閉会 午前9時43分

